○開発行為に関する工事の完了

○都市計画の図書の写しの縦覧

令和6年1月26日 第 466

(都市計画課) ……20

(都市計画課) ……20

福岡県告示第51号

目 次

二 (松口 中 - 松口口)

音	不 (第51岁 - 第55岁)		
○保安林の所在場	所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林	に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○指定納付受託者	の指定	(国際政策課)	2
○廃棄物の処理及	び清掃に関する法律第19条の5第1	項に掲げる者の	
不確知		(監視指導課)	2
○道路の区域の変	更	(道路維持課)	3
公	告		
○競争入札参加者	の資格等	(総務事務厚生課)	3
○一般競争入札の	実施	(警察本部会計課)	5
○競争入札参加者	の資格等	(総務事務厚生課)	7
○一般競争入札の	実施	(警察本部会計課)	9
○競争入札参加者	の資格等	(総務事務厚生課)	12
○一般競争入札の	実施	(警察本部会計課)	13
○競争入札参加者	の資格等	(総務事務厚生課)	16
○一般競争入札の	実施	(教育庁施設課)	17
○大規模小売店舗	i立地法に基づき市町村から聴取した	意見等	
		(中小企業振興課)	20
○大規模小売店舗	i立地法第6条第1項の規定に基づく	変更の届出	
		(中小企業振興課)	20
	○保安林の所在場 ○保安林予定森林 ○指定納付受託者 ○廃棄物の処理及 不確知 ○道路の区域の変 公 ○競争入札参加者 ○一般競争入札の ○競争入札参加者 ○一般競争入札の ○競争入札参加者 ○一般競争入札の ○競争入札参加者 ○一般競争入札の	 ○保安林の所在場所等 ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 ○指定納付受託者の指定 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1 不確知 ○道路の区域の変更 公告 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した 	 ○保安林の所在場所等 ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 ○指定納付受託者の指定 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項に掲げる者の不確知 ○道路の区域の変更 ○道路の区域の変更 ○競争入札参加者の資格等 ○競争入札参加者の資格等 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 ○対策争入札参加者の資格等 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づ	く行政処分に係る公表	
	(監視指導課)	21
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づ	く行政処分に係る公表	
	(監視指導課)	22
■ ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づ	く行政処分に係る公表	
	(監視指導課)	23
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づ	く行政処分に係る公表	
	(監視指導課)	24
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づ	く行政処分に係る公表	
	(監視指導課)	25
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づ	く行政処分に係る公表	
	(監視指導課)	26
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づ	く行政処分に係る公表	
	(監視指導課)	27
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づ	く行政処分に係る公表	
	(監視指導課)	28
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	29
○意見募集の結果の公示	(都市計画課)	30
雑報		
○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度	要綱の規定に基づく意見	
の募集	(医療保険課)	30
○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度	要綱の規定に基づく意見	
の募集	(医療指導課)	33
告示		

毎週火金曜日 -8577 福岡市博多区東公園7番 1 -0011 福岡市中央区高砂-丁目6番 1 定期発行日 毎週火 [発行]〒812-8577 [作成]〒810-0011

(電話 092-643-3028) (電話 092-531-1766)

総務部行政経営企画課 社 西 日 本 高 速 印 刷

福岡県株式会社

7 号 6

么

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字上ノ谷4877 (次の図に示す部分に限る。)、字栗ナギ4916 · 4919 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第52号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所 朝倉郡東峰村大字福井字山ノ神2750の1、2750の2、2751
- 2 指定の目的

水源の瀬養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第53号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地
- (1) 名称

株式会社NTTデータ

(2) 事務所の所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

2 指定した日令和6年1月4日

3 対象となる歳入 旅券発給手数料

福岡県告示第54号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第

么

19条の5第1項各号に掲げる者(以下「処分者等」という。)をすべて確知することができないので、法第19条の8第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講ずべき支障の除去等の措置

有限会社エコテック(嘉麻市下山田135番地の16)の事業場内(嘉麻市大隈字百谷11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部)の産業廃棄物を撤去し適正に処理しなければならない。

なお、ダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

- 2 措置の期限
- (1) 着手期限 令和6年3月31日
- (2) 履行期限 令和7年6月30日
- (3) 措置計画書の提出

上記1に係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、着手期限までに 本職の確認を受けること。

3 福岡県知事による措置

着手期限までに措置に着手しないとき、履行期限までに措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第19条の8第1項により、本職が当該措置の全部又は一部を講ずることがある。その場合、同条第2項の規定により措置に要した費用については、処分者等から徴収することがある。

4 問合せ先

福岡県環境部監視指導課

福岡市博多区東公園7-7

電話 092-651-1111 (代表) 内線3583

092-643-3395 (ダイヤルイン)

福岡県告示第55号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整体 事務所名	 道路種	多の類	路	線	名	変 更 前後別	区間	幅 員	延長(メートル)
-la foto	II	道	豊	津	Ŀ	前	京都郡みやこ町豊津91番8先から 京都郡みやこ町豊津92番2先まで	13.0 ~ 30.0	68.0
京築	県	坦	椎	田	線	後	京都郡みやこ町豊津91番8先から 京都郡みやこ町豊津92番2先まで	13.0 ~ 30.0	68.0

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類 福岡地区車両用燃料単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

汨

条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)

- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴 収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法 律第226号) 第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算 機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係 る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個 人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記

- されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- エ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業 年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31 日現在のもの) (様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属 する年の直前2か年分)
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用 状況調查票(様式第4号)
- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)
- ツ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務厚生課調達班

価

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/) からダウ ンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年2月16日(金曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競 争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札 に付します。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名

福岡地区車両用燃料単価契約

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年4月1日(月曜日)から令和7年3月31日(月曜日)までの間

(4) 納入場所

指定場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一 般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第 371号) に定める資格を得ている者(令和4年度競争入札参加資格者名簿(物品)登載 者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.ip/)からダウン ロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資 格をいう。以下同じ。)

令和6年3月8日(金曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AΑ

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること

(4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更

生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県警察本部総務部会計課 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2234

- 6 契約条項を示す場所 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

令和6年1月26日(金曜日)から令和6年3月6日(水曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日 | という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所5の部局とする。
- (2) 提出期限令和6年3月8日(金曜日)午後5時45分
- (3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

令和6年3月13日(水曜日)午前10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価(1 L当たりの10%税込み単価)に発注予定数(レギュラーガソリン449,000L、ハイオクガソリン9,000L、軽油11,400L)を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価(1 L 当たりの10%税込み 単価)に発注予定数(レギュラーガソリン449,000 L、ハイオクガソリン9,000 L 、軽油11,400 L)を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価(10%税込み)に発注予定数(レギュラーガソリン449,000 L、ハイオクガソリン9,000 L、軽油11,400 L)を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(各契約単価(10%税込み)に発注予定数(レギュラーガソリン449,000 L、ハイオクガソリン9,000 L、軽油11,400 L)を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。
- (10) 入札書の積算が誤った入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入 札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他
 - (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した 福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Contract name: A motor vehicle unit price gas filling service contract at a filling station in Fukuoka area
- (2) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: Regular gasoline, High-octane gasoline, and light oil; respectively, 449,000 liters, 9,000 liters and 11,400 liters through a year
- (3) Contract period: From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2025
- (4) Place where the service will be offered in the contract: Gas stations where services in this contract will be offered are to be included in the signed contract.
- (5) Time limit of tender: 5:45 P. M. on March 8, 2024
- (6) Unit/Section in charge of the notice: Supply Unit, Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 - 7, Higashi – koen, Hakata – ku, Fukuoka City, 812 – 8576, Japan

TEL: 092-641-4141 (Ext. 2234)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年1月26日

1

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 福岡地区執行隊車両用燃料単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
 - カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
 - 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- 工 流動比率
- 才 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- エ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用 状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組

合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

- サ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、魔がい者雇用はクに掲げるもの)
- ツ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年2月16日(金曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名

福岡地区執行隊車両用燃料単価契約

- (2) 調達物品及び数量 入札説明書による。
- (3) 納入期限令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間
- (4) 納入場所

指定場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)に定める資格を得ている者(令和4年度競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 (092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.ip/) からダウン

0

ロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資 格をいう。以下同じ。)

令和6年3月8日(金曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	A A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更 生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 (電話番号) 092-641-4141 内線2234

- 6 契約条項を示す場所 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

令和6年1月26日(金曜日)から令和6年3月6日(水曜日)までの福岡県の休日 を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日 」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年3月8日(金曜日)午後5時45分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期 限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

令和6年3月13日(水曜日)午前10時40分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項 の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ の代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場 で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

各見積単価(1 L 当たりの10%税込み単価)に発注予定数(レギュラーガソリン 229.000 L、軽油3.000 L) を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこ れに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が 免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価(1 L 当たりの10%税込み 単価) に発注予定数 (レギュラーガソリン229,000 L、軽油3,000 L) を乗じ、合 計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出す る場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価(10%税込み)に発注予定数(レギュラーガソリン229,000 L、軽油 3,000 L)を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(各契約単価(10%税込み)に発注予定数(レギュラーガソリン229,000L、軽油3,000L)を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の積算が誤った入札
- 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した 福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Contract name: A motor vehicle unit price gas filling service contract at a filling station in Fukuoka area
- (2) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: Gasoline and light oil; respectively, 229,000 liters and 3,000 liters through a year
- (3) Contract period: From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2025
- (4) Place where the service will be offered in the contract: Gas stations where services in this contract will be offered are to be included in the signed contract.
- (5) Time limit of tender: 5:45 P. M. on March 8:2024

4

么 账 汨

月26日

(6) Unit/Section in charge of the notice: Supply Unit, Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 - 7, Higashi koen, Hakata – ku, Fukuoka City, 812 – 8576, Japan

TEL: 092-641-4141 (Ext. 2234)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 令和6年1月26日

> 福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類 北九州地区車両用燃料単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの (それぞれアに該当する者を除く。)
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴

収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法 律第226号) 第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)

- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算 機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係 る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
- 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個 人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記 されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状 (様式第2号)
- エ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料

- キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用 状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、魔がい者雇用はクに掲げるもの)
- ツ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年2月16日(金曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名 北九州地区車両用燃料単価契約
- (2) 調達物品及び数量 入札説明書による。
- (3) 納入期限令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間
- (4) 納入場所 指定場所
- 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)に定める資格を得ている者(令和4年度競争入札参加資格者名簿(物品)登載

者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/) からダウン ロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資 格をいう。以下同じ。)

令和6年3月8日(金曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	A A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更 生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間 中でない者
- 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2234

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和6年1月26日(金曜日)から令和6年3月6日(水曜日)までの福岡県の休日 を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日 |という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 5の部局とする。
- (2) 提出期限 令和6年3月8日(金曜日)午後5時45分
- (3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期 限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
 - (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

令和6年3月13日(水曜日)午前11時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項 の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ の代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場 で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

各見積単価(1 L当たりの10%税込み単価)に発注予定数(レギュラーガソリン458,000 L、軽油3,800 L)を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価(1 L 当たりの10%税込み単価)に発注予定数(レギュラーガソリン458,000 L、軽油3,800 L)を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

各契約単価(10%税込み)に発注予定数(レギュラーガソリン458,000 L、軽油 3,800 L)を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(各契約単価(10%税込み)に発注予定数(レギュラーガソリン458,000L、軽油3,800L)を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加 わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の積算が誤った入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他
 - (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載している。
 - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。) を漏らしてはならない。
 - (5) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
 - (1) Contract name: A motor vehicle unit price gas filling service contract at a

账

filling station in Kitakyushu area

- (2) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: Gasoline and light oil; respectively, 458,000 liters and 3,800 liters through a year
- (3) Contract period: From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2025
- (4) Place where the service will be offered in the contract: Gas stations where services in this contract will be offered are to be included in the signed contract.
- (5) Time limit of tender: 5:45 P M on March 8:2024
- (6) Unit / Section in charge of the notice: Supply Unit, Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 - 7. Higashi - koen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8576, Japan

TEL: 092-641-4141 (Ext. 2234)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 令和6年1月26日

> 服部 誠太郎 福岡県知事

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 令和5年度学習者用端末賃貸借契約
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの (それぞれアに該当する者を除く。)
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴 収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法 律第226号) 第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算 機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係 る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
 - 。) 及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - 年間売上高
 - 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 経営年数
 - 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個

人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記 されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)

- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- エ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用 状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)
- ッ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年2月7日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札 に付します。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称令和5年度学習者用端末賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等 入札説明書による。

汨

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和6年2月28日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA, A
05	02	電気通信機器	AA, A
13	08	リース・レンタル	AA, A

- (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の

求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ令和6年2月19日(月曜日)午後3時00分までに提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期間中でない者
- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県教育庁教育総務部施設課(県庁行政棟4階) 〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3880 (ダイヤルイン) FAX番号 092-641-2934
- 6 契約条項を示す場所 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

令和6年1月26日(金曜日)から令和6年2月8日(木曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。(ただし、令和6年2月8日(木曜日)のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。)

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 5の部局とする。
- (2) 提出期限 令和6年2月28日(水曜日)午前10時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

令和6年2月28日(水曜日)午前10時30分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を 保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額と するもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

么

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

Leasing and maintenance of computer systems and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture 5 th year of the Reiwa period

(2) Time Limit of Tender:

10:00 A. M. on February 28, 2024

(3) Contact Point for the Notice:

Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office

7-7, Higashikoen, Hakata – ku, Fukuoka City, 812 – 8575, Japan

TEL 092 - 643 - 3880

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめモール柳川
- (2) 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 特にありません。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年12月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
コストコホールセール小郡倉庫店	コストコホールセール小郡倉庫店
小郡市岩田字杉山788番 5 外90筆	小郡市上岩田字杉山788番 5 外90筆

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈上深江字小西994番1及び994番3から994番21まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区周船寺一丁目8番35号

スエヒロ産業株式会社

代表取締役 松吉 繁孝

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項

の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下 水道課において公衆の縦覧に供する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道(令和5年12月27日宗像市告示第205号)

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分(措置命令)を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 被命令者
- (1) 名 称 株式会社シゲン
- (2) 所在地 神奈川県横浜市中区山下町70-13
- (3) 代表者 代表取締役 加藤 泰弘
- 2 措置命令の内容

有限会社エコテック (嘉麻市下山田135番地の16) の事業場内 (嘉麻市大隈字百谷 11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。) の産業廃棄物のうち、13.100.22トンを撤去し適正に処理すること。

なお、ダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

- 3 措置命令書交付日
 - 令和5年12月20日
- 4 履行期限等
- (1) 着手期限:令和6年3月31日
- (2) 履行期限: 令和7年6月30日
- (3) 中間履行期限

下表第1欄に掲げる各期日までに、下表第2欄に掲げる累積数量を撤去すること

 第1欄
 令和6年 6月30日
 令和6年 9月30日
 令和6年 12月31日
 令和7年 3月31日

 第2欄
 2.754 t
 5.508 t
 8.262 t
 11.016 t

(4) 措置計画書の提出

上記2に係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、着手期限までに 本職の確認を受けること。

なお、着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨 を書面にて提出すること。

また、着手期限までに措置計画書の提出がない場合は、本措置命令を履行する意思がなく、措置命令を履行する見込みがないものと判断することを申し添える。

5 処分の理由

- (1) 有限会社エコテックは、有限会社エコテックの事業場内において、法第12条第1 項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当該行為を継続している。
- (2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。
- (3) 株式会社シゲンは、有限会社エコテックに対する産業廃棄物の処理委託において 、以下のとおり委託基準に違反する委託を行った者及び産業廃棄物管理票(以下「 管理票 | という。)に係る義務について違反がある者と認められる。
 - ア 有限会社エコテックは、少なくとも平成27年1月以降に処理を委託された産業 廃棄物について、処分及び最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記 載のある管理票の写しを法第12条の3第4項又は第5項の規定に基づき株式会社 シゲンに送付している。

株式会社シゲンが、当該虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けた場合、 又は当該管理票の写しの送付を受けない場合のいずれにおいても、株式会社シゲンは、法第12条の3第8項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第8条の29の規定に基づき速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処分の状況を把握するとともに、適切な措置を 講ずべきであったにもかかわらず、これを講じていない。

- イ 株式会社シゲンが、有限会社エコテックと締結した処理委託契約について、法 第12条第6項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政 令第300号)第6条の2第4号イ及びホ並びに同号への規定による規則第8条の4 の2第2号に規定する事項が記載されていない。
- ウ したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第 19条の5第1項の規定に基づき、行政処分(措置命令)を行ったので、福岡県産業廃棄 物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定 により次のとおり公表する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 被命令者
- (1) 名 称 株式会社グローバル工業
- (2) 所在地 兵庫県姫路市御国野町御着668番地
- (3) 代表者 代表取締役 杉本 拓
- 2 措置命令の内容

有限会社エコテック (嘉麻市下山田135番地の16) の事業場内 (嘉麻市大隈字百谷11 番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。)の産業廃棄物のうち、 3.129.39トンを撤去し適正に処理すること。

なお、ダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

3 措置命令書交付日 令和5年12月21日

- 4 履行期限等
 - (1) 着手期限:令和6年3月31日
 - (2) 履行期限: 令和7年2月28日
 - (3) 中間履行期限

下表第1欄に掲げる各期日までに、下表第2欄に掲げる累積数量を撤去すること

第1欄	令和6年6月30日	令和6年9月30日	令和6年12月31日
第2欄	918 t	1,836 t	2,754 t

(4) 措置計画書の提出

上記2に係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、着手期限までに 本職の確認を受けること。

なお、着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨 を書面にて提出すること。

また、着手期限までに措置計画書の提出がない場合は、本措置命令を履行する意 思がなく、措置命令を履行する見込みがないものと判断することを申し添える。

5 処分の理由

- (1) 有限会社エコテックは、有限会社エコテックの事業場内において、法第12条第1 項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当 該行為を継続している。
- (2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生 活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。
- (3) 株式会社グローバル工業は、有限会社エコテックに対する産業廃棄物の処理委託 において、以下のとおり委託基準に違反する委託を行った者及び産業廃棄物管理票 (以下「管理票 | という。)に係る義務について違反がある者と認められる。
 - ア 有限会社エコテックは、少なくとも平成27年1月以降に処理を委託された産業 廃棄物について、処分及び最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記 載のある管理票の写しを法第12条の3第4項又は第5項の規定に基づき株式会社 グローバル工業に送付している。

株式会社グローバル工業が、当該虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受け た場合、又は当該管理票の写しの送付を受けない場合のいずれにおいても、株式 会社グローバル工業は、法第12条の3第8項及び廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第8条の29の

規定に基づき速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処分の状況を把握するととも に、適切な措置を講ずべきであったにもかかわらず、これを講じていない。

- イ 株式会社グローバル工業が、有限会社エコテックと締結した処理委託契約について、法第12条第6項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号イの一部及びホ並びに同号への規定による規則第8条の4の2第2号に規定する事項が記載されていない。
- ウ 株式会社グローバル工業が、平成27年2月18日から平成28年10月21日の間に法 第12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の一部について、同項に規定す る事項の一部及び規則第8条の21第1項第7号に規定する事項が記載されていな い。
- エ 株式会社グローバル工業が、平成27年2月18日から平成28年10月21日の間に法 第12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の写しの一部を同条第2項の規 定による規則第8条の21の2に定める期間保存していない。
- オ したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分(措置命令)を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 被命令者
- (1) 名 称 株式会社NAKATA
- (2) 所在地 兵庫県姫路市船津町2702番地
- (3) 代表者 代表取締役 中田 大心
- 2 措置命令の内容

有限会社エコテック (嘉麻市下山田135番地の16) の事業場内 (嘉麻市大隈字百谷11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。) の産業廃棄物のうち、

2.818.87トンを撤去し適正に処理すること。

なお、ダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

- 3 措置命令書交付日 令和5年12月21日
- 4 履行期限等
- (1) 着手期限:令和6年3月31日
- (2) 履行期限:令和7年1月31日
- (3) 中間履行期限

下表第1欄に掲げる各期日までに、下表第2欄に掲げる累積数量を撤去すること

(

第1欄	令和6年6月30日	令和6年9月30日
第2欄	918 t	1,836 t

(4) 措置計画書の提出

上記2に係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、着手期限までに 本職の確認を受けること。

なお、着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨 を書面にて提出すること。

- 5 処分の理由
- (1) 有限会社エコテックは、有限会社エコテックの事業場内において、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当該行為を継続している。
- (2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。
- (3) 株式会社NAKATAは、有限会社エコテックに対する産業廃棄物の処理委託に おいて、以下のとおり委託基準に違反する委託を行った者及び産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。) に係る義務について違反がある者と認められる。

ア 有限会社エコテックは、少なくとも平成27年1月以降に処理を委託された産業 廃棄物について、処分及び最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記 載のある管理票の写しを法第12条の3第4項又は第5項の規定に基づき株式会社 NAKATAに送付している。

株式会社NAKATAが、当該虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けた場合、又は当該管理票の写しの送付を受けない場合のいずれにおいても、株式会社NAKATAは、法第12条の3第8項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第8条の29の規定に基づき速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずべきであったにもかかわらず、これを講じていない。

- イ 株式会社NAKATAが、有限会社エコテックと締結した処理委託契約について、法第12条第6項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号イ及びホ並びに同号への規定による規則第8条の4の2第2号に規定する事項が記載されていない。
- ウ 株式会社NAKATAが、平成27年5月13日から平成27年12月23日の間に、法 第12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の全部又は一部について、法第 12条の3第1項に規定する事項の一部並びに規則第8条の21第1項第4号、第7 号、第8号及び第9号に規定する事項が記載されていない。
- エ 株式会社NAKATAが、平成27年5月13日から平成27年12月23日の間に、法 第12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の写しの一部を同条第2項の規 定による規則第8条の21の2に定める期間保存していない。
- オ したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分(措置命令)を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 被命令者
- (1) 名 称 山伸興業株式会社
- (2) 所在地 三重県員弁郡東員町大字筑紫字東川原1006番地
- (3) 代表者 代表取締役 山田 伸一
- 2 措置命令の内容

有限会社エコテック (嘉麻市下山田135番地の16) の事業場内 (嘉麻市大隈字百谷11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。) の産業廃棄物のうち、1.419.29トンを撤去し適正に処理すること。

なお、ダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

- 3 措置命令書交付日 令和5年12月27日
- 4 履行期限等
- (1) 着手期限:令和6年3月31日
- (2) 履行期限:令和6年8月31日
- (3) 中間履行期限: 令和6年6月30日までに918トンを撤去すること。
- (4) 措置計画書の提出

上記2に係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、着手期限までに 本職の確認を受けること。

なお、着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨 を書面にて提出すること。

- 5 処分の理由
- (1) 有限会社エコテックは、有限会社エコテックの事業場内において、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当該行為を継続している。
- (2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (3) 山伸興業株式会社は、有限会社エコテックに対する産業廃棄物の処理委託において、以下のとおり委託基準に違反する委託を行った者及び産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)に係る義務について違反がある者と認められる。
 - ア 有限会社エコテックは、少なくとも平成27年1月以降に処理を委託された産業 廃棄物について、処分及び最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記 載のある管理票の写しを法第12条の3第4項又は第5項の規定に基づき山伸興業 株式会社に送付している。

山伸興業株式会社が、当該虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けた場合、又は当該管理票の写しの送付を受けない場合のいずれにおいても、山伸興業株式会社は、法第12条の3第8項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第8条の29の規定に基づき速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずべきであったにもかかわらず、これを講じていない。

- イ 山伸興業株式会社が、有限会社エコテックと締結した処理委託契約について、 法第12条第6項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年 政令第300号)第6条の2第4号イ及びホ並びに同号への規定による規則第8条 の4の2第2号に規定する事項が記載されていない。
- ウ 山伸興業株式会社が、平成27年6月8日から平成28年12月24日の間に法第12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の全部又は一部について、法第12条の3第1項に規定する事項の一部並びに規則第8条の21第1項第8号及び第9号に規定する事項が記載されていない。
- エ 山伸興業株式会社が、平成27年6月8日から平成28年12月24日の間に、法第12 条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の写しの一部を同条第2項の規定に よる規則第8条の21の2に定める期間保存していない。
- オ したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第 19条の5第1項の規定に基づき、行政処分(措置命令)を行ったので、福岡県産業廃棄 物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定 により次のとおり公表する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 被命令者
- (1) 名 称 株式会社ワールド環境
- (2) 所在地 兵庫県姫路市飾東町大釜新746番地
- (3) 代表者 代表取締役 髙濵 実
- 2 措置命令の内容

有限会社エコテック (嘉麻市下山田135番地の16) の事業場内 (嘉麻市大隈字百谷11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。) の産業廃棄物のうち、841.89トンを撤去し適正に処理すること。

なお、ダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

- 3 措置命令書交付日 令和5年12月21日
- 4 履行期限等
- (1) 着手期限:令和6年3月31日
- (2) 履行期限:令和6年6月30日
- (3) 措置計画書の提出

上記2に係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、着手期限までに 本職の確認を受けること。

なお、着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨 を書面にて提出すること。

- 5 処分の理由
- (1) 有限会社エコテックは、有限会社エコテックの事業場内において、法第12条第1 項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当該行為を継続している。

- (2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。
- (3) 株式会社ワールド環境は、有限会社エコテックに対する産業廃棄物の処理委託に おいて、以下のとおり委託基準に違反する委託を行った者及び産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。) に係る義務について違反がある者と認められる。
 - ア 有限会社エコテックは、少なくとも平成27年1月以降に処理を委託された産業 廃棄物について、処分及び最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記 載のある管理票の写しを法第12条の3第4項又は第5項の規定に基づき株式会社 ワールド環境に送付している。

株式会社ワールド環境が、当該虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けた場合、又は当該管理票の写しの送付を受けない場合のいずれにおいても、株式会社ワールド環境は、法第12条の3第8項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第8条の29の規定に基づき速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずべきであったにもかかわらず、これを講じていない。

- イ 株式会社ワールド環境が、有限会社エコテックと締結した平成26年2月5日付け処理委託契約書について、法第12条第6項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第6条の2第4号ホ及び同号への規定による規則第8条の4の2第2号に規定する事項が記載されていない。また、平成28年4月1日付け処理委託契約書について、法第12条第6項に規定する令第6条の2第4号イ及びホ並びに同号への規定による規則第8条の4の2第2号に規定する事項が記載されていない。
- ウ 株式会社ワールド環境が、平成27年2月6日から平成28年11月14日の間に法第 12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の全部又は一部について、法第12 条の3第1項に規定する事項の一部並びに規則第8条の21第1項第1号の一部、 第8号及び第9号に規定する事項が記載されていない。
- エ 株式会社ワールド環境が、平成27年2月6日から平成28年11月14日の間に、法 第12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の写しの一部を同条第2項の規 定による規則第8条の21の2に定める期間保存していない。

オ したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分(措置命令)を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 被命令者
- (1) 名 称 有限会社モナカ環境
- (2) 所在地 大阪府大阪市住之江区柴谷二丁目11番9号
- (3) 代表者 取締役 妹尾 信也
- 2 措置命令の内容

有限会社エコテック (嘉麻市下山田135番地の16) の事業場内 (嘉麻市大隈字百谷11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。) の産業廃棄物のうち、462.64トンを撤去し適正に処理すること。

なお、ダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

- 3 措置命令書交付日 令和5年12月22日
- 4 履行期限等
- (1) 着手期限:令和6年3月31日
- (2) 履行期限:令和6年5月31日
- (3) 措置計画書の提出

上記2に係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、着手期限までに 本職の確認を受けること。

なお、着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨 を書面にて提出すること。

また、着手期限までに措置計画書の提出がない場合は、本措置命令を履行する意

思がなく、措置命令を履行する見込みがないものと判断することを申し添える。

- 5 処分の理由
- (1) 有限会社エコテックは、有限会社エコテックの事業場内において、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当該行為を継続している。
- (2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。
- (3) 有限会社モナカ環境は、有限会社エコテックに対する産業廃棄物の処理委託において、以下のとおり委託基準に違反する委託を行った者及び産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)に係る義務について違反がある者と認められる。
 - ア 有限会社エコテックは、少なくとも平成27年1月以降に処理を委託された産業廃棄物について、処分及び最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記載のある管理票の写しを有限会社モナカ環境に送付し、有限会社モナカ環境は、これを受領している。有限会社モナカ環境は、法第12条の3第8項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第8条の29の規定に基づき速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずべきであったにもかかわらず、これを講じていない。
 - イ 有限会社モナカ環境が、有限会社エコテックと締結した処理委託契約について、法第12条第6項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号イ及びホ並びに同号への規定による規則第8条の4の2第2号に規定する事項が記載されていない。
 - ウ 有限会社モナカ環境が、平成28年9月26日から平成29年2月1日の間に、法第 12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の全てについて、規則第8条の21 第1項第8号及び第9号に規定する事項が記載されていない。
 - エ したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第

19条の5第1項の規定に基づき、行政処分(措置命令)を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 被命令者
- (1) 名 称 マルセン工業株式会社
- (2) 所在地 愛知県大府市梶田町四丁目33番地17
- (3) 代表者 代表取締役 千田 萬吉
- 2 措置命令の内容

有限会社エコテック(嘉麻市下山田135番地の16)の事業場内(嘉麻市大隈字百谷11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。)の産業廃棄物のうち、370.28トンを撤去し適正に処理すること。

なお、ダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

- 3 措置命令書交付日 令和5年12月19日
- 4 履行期限等
- (1) 着手期限:令和6年3月31日
- (2) 履行期限: 令和6年5月31日
- (3) 措置計画書の提出

上記2に係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、着手期限までに 本職の確認を受けること。

なお、着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨 を書面にて提出すること。

- 5 処分の理由
- (1) 有限会社エコテックは、有限会社エコテックの事業場内において、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当

該行為を継続している。

- (2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。
- (3) マルセン工業株式会社は、有限会社エコテックに対する産業廃棄物の処理委託において、以下のとおり委託基準に違反する委託を行った者及び産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。) に係る義務について違反がある者と認められる。
 - ア 有限会社エコテックは、少なくとも平成27年1月以降に処理を委託された産業 廃棄物について、処分及び最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記 載のある管理票の写しをマルセン工業株式会社に送付し、マルセン工業株式会社 は、これを受領している。マルセン工業株式会社は、法第12条の3第8項及び廃 棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規 則」という。)第8条の29の規定に基づき速やかに当該委託に係る産業廃棄物の 処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずべきであったにもかかわらず 、これを講じていない。
 - イ マルセン工業株式会社が、有限会社エコテックと締結した処理委託契約について、法第12条第6項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号イ及びホ並びに同号への規定による規則第8条の4の2第2号に規定する事項が記載されていない。
 - ウ マルセン工業株式会社が、平成27年6月17日から平成27年7月29日の間に法第 12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の全部又は一部について、法第12 条の3第1項に規定する事項の一部並びに規則第8条の21第1項第7号、第8号 及び第9号に規定する事項が記載されていない。
 - エ したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分(措置命令)を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 被命令者
- (1) 名 称 有限会社寿建材
- (2) 所在地 兵庫県神戸市西区秋葉台一丁目23番地12
- (3) 代表者 代表取締役 中田 洋司
- 2 措置命令の内容

有限会社エコテック (嘉麻市下山田135番地の16) の事業場内 (嘉麻市大隈字百谷11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。) の産業廃棄物のうち、19.70トンを撤去し適正に処理すること。

なお、ダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

- 3 措置命令書交付日 令和5年12月21日
- 4 履行期限等
- (1) 着手期限:令和6年3月31日
- (2) 履行期限: 令和6年4月30日
- (3) 措置計画書の提出

上記2に係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、着手期限までに 本職の確認を受けること。

なお、着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨 を書面にて提出すること。

- 5 処分の理由
- (1) 有限会社エコテックは、有限会社エコテックの事業場内において、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当該行為を継続している。
- (2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (3) 有限会社寿建材は、有限会社エコテックに対する産業廃棄物の処理委託において 、以下のとおり委託基準に違反する委託を行った者及び産業廃棄物管理票(以下「 管理票|という。)に係る義務について違反がある者と認められる。
 - ア 有限会社エコテックは、少なくとも平成27年1月以降に処理を委託された産業 廃棄物について、処分及び最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記 載のある管理票の写しを法第12条の3第4項又は第5項の規定に基づき有限会社 寿建材に送付し、有限会社寿建材はこれを受領している。

有限会社寿建材は、法第12条の3第8項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第8条の29の規定に基づき速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずべきであったにもかかわらず、これを講じていない。

- イ 有限会社寿建材が、有限会社エコテックと締結した処理委託契約について、法 第12条第6項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政 令第300号)第6条の2第4号イ及びハ並びに同号への規定による規則第8条の 4の2第2号に規定する事項が記載されておらず、また、規則第8条の4第2号 に定める書面が添付されていない。
- ウ 有限会社寿建材が、平成27年3月13日に、法第12条の3第1項の規定に基づき 交付した管理票について、規則第8条の21第1項第4号、第7号及び第8号に規 定する事項が記載されていない。
- エ したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量 (3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地	域	実 施 期 間
福岡県嘉麻市上		令和5年11月29日から 令和6年2月29日まで

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので 、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実	施	地	域	実	施	期	間	
築上郡吉富町大		令和5年11月25日 令和6年2月15日						

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので 、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上郡吉富町大字小祝	令和5年11月28日から 令和6年2月15日まで

公告

概

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので

、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実	施	地	域	実	施	期	間
古賀市薦野清滝地	也区			令和5年12月20日 令和6年3月22日			

公告

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の一部改正案について、令和5年10月1日 から令和5年12月1日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和6年1月15 日に改正しました。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

建築都市部都市計画課開発第一係、開発第二係

電話:092-643-3715

メールアドレス: toshi@pref.fukuoka.lg.ip

福岡県国民健康保険運営協議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱 (平成12年2月29日11行改推第92号) 第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される 方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和6年1月26日

福岡県国民健康保険運営協議会会長 柴田 洋三郎

- 1 意見募集の対象
- (1) 第二期福岡県国民健康保険運営方針(答申案)
- (2) 国民健康保険事業費納付金の算定(答申案)
- 2 答申案の概要
- (1) 福岡県国民健康保険運営方針(答申案)

基本的事項

- 1 策定の目的
- 2 策定の根拠
- 3 対象期間及び検証・見直し
- 4 PDCAサイクルの実施
- 5 SDGsとの関係
- 第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
 - 1 医療費の動向と将来の見通し
 - 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方
 - 3 赤字削減・解消の取組
 - 4 財政安定化基金の運営
- 第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する 事項
 - 1 市町村における保険料の賦課状況
 - 2 保険料水準の統一
 - 3 納付金及び標準保険料率の算定方法
- 第3章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
 - 1 保険料の収納状況
 - 2 収納率目標の設定
 - 3 収納率向上のための取組
- 第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
 - 1 レセプト点検の充実強化
 - 2 療養費の支給の適正化

汨

価

- 3 第三者行為求償事務の取組強化
- 第5章 県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持増 進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項
 - 1 医療費適正化計画との関係
 - 2 県民の健康の保持の推進
 - 3 医療の効率的な提供の推進
 - 4 その他の医療費の適正化の取組
- 第6章 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する 事項
 - 1 これまでの取組等
 - 2 今後の取組等
- 第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
 - 1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携
 - 2 国保データベース (KDB) システム等情報基盤の活用
- 第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が 必要と認める事項に関する事項
 - 1 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他

資料編

- (2) 国民健康保険事業費納付金の算定(答申案)
 - 主な変更点
 - ・ 保険料水準の統一に係る事項の追記
- 3 答申案の閲覧場所等
- (1) 福岡県のホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)
- (2) 県民情報センター・県民情報コーナー
 - ・ 県民情報センター (福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階)
 - ・ 北九州県民情報コーナー (北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内)
 - ・ 筑後県民情報コーナー(久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内)
 - ・ 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内)
 - ・ 京築県民情報コーナー (行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内)

- ※ 閲覧期間は、令和6年1月26日(金)から令和6年2月8日(木)までです。
- ※ (2)については、利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- 4 意見書の提出期間

令和6年1月26日(金)から令和6年2月8日(木)まで(必着)

- 5 意見書の提出方法 別紙の様式により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出
- 6 意見書の提出先

福岡県保健医療介護部医療保険課国保運営係

(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7番 7号

(7r9919)092-643-3303

(電子メール) kkaikaku@pref.fukuoka.lg.jp

(問い合わせ先) 092-643-3308

(意見書様式)

民 幯

年	所(法人等の場合は所在地)	
田 4	名(法人等の場合は名称)	
連絡先	בנו	
勤務5 (県ク	勤務先または通学先の所在地 (県外にお住まいの方のみ)	

第二期福岡県国民健康保険運営方針(答申案)	国民健康保険事業費納付金の算定(答申案)	号 前番号	己載)】						
第二期格	国民健康	章	((案) 文をそのまま記載)]		松		Œ		
意見を提出するな由家	9の音中来(〇を記入)	該当頁数	該【該当内容当	一	【意見の内容】	4吨5	見(意見の理由)	響	老

- ※記入上の注意 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。 2 意見は、できるだけ簡潔(400 字程度以内)にまとめ、【意見の内容】欄に意見を記載するとともに、その理由を 【意見の理由】欄に記載してください。意見が1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。 3 意見は、日本語で記載してください。 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・事務所等、学校の所在地及び名称欄を該当欄に記載してください。

福岡県医療審議会公告

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6の規定に基づく福岡県保健医療計画の策定 に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱(平成12年2月29日11行改推第 92号) 第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出さ れる方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和6年1月26日

福岡県医療審議会会長 蓮澤 浩明

1 意見募集の対象となる事案

第8次福岡県保健医療計画(案)

第8次(前期)福岡県外来医療計画(案)(福岡県保健医療計画の一部)

第8次(前期)福岡県医師確保計画(案)(福岡県保健医療計画の一部)

- 2 事案の要旨
- ①第8次福岡県保健医療計画(案)
 - 第1章 医療計画に関する基本的事項
 - 第2章 保健医療提供体制の基本的事項
 - 第3章 住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築
 - 第1節 医療機関の機能分化・連携の促進
 - 第2節 5疾病・6事業及び在宅医療の医療連携体制の構築
 - 第3節 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項
 - 第4節 医療の安全の確保
 - 第5節 医療情報システムの整備充実
 - 第6節 外国人が安心して医療を受けられる環境の整備
 - 第4章 地域医療構想
 - 第5章 外来医療に係る医療提供体制(福岡県外来医療計画)
 - 第6章 医療計画の推進と評価
 - 第7章 保健・医療・介護(福祉)の総合的取組み
- ②第8次(前期)福岡県外来医療計画(案)
 - 第1章 外来医療計画に関する基本事項

- 第2章 外来医療提供体制の現状と課題
- 第3章 外来医療提供体制の確保の今後の方向
- 第4章 医療機器の効率的な活用
- ③第8次(前期)福岡県医師確保計画(案)
 - 第1章 医師確保計画に関する基本事項
 - 第2章 医師偏在指標と医師少数区域等の設定
 - 第3章 福岡県の医師確保について
 - 第4章 医師確保計画の効果の測定・評価について
- 3 事案の閲覧場所等
- (1) 福岡県のホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)
- (2) 県保健医療介護部医療指導課(福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁行政棟2F)
- (3) 県民情報センター・県民情報コーナー
 - ・ 県民情報センター (福岡市博多区東公園 7 7 福岡県庁)
 - ・ 北九州県民情報コーナー (北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎)
 - ・ 筑後県民情報コーナー(久留米市合川町 1642 1 久留米総合庁舎)
 - ・ 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎)
 - 京築県民情報コーナー(行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎)
- (4) 県保健福祉環境事務所
 - · 筑紫保健福祉環境事務所(大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎)
 - 粕屋保健福祉事務所(糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26)
 - · 糸島保健福祉事務所(糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎)
 - · 宗像·遠賀保健福祉環境事務所(宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎)
 - · 嘉穂·鞍手保健福祉環境事務所(飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎)
 - · 田川保健福祉事務所(田川市大字伊田 3292 2 田川総合庁舎)
 - · 北筑後保健福祉環境事務所(朝倉市甘木 2014 1 朝倉総合庁舎)
 - · 南筑後保健福祉環境事務所(柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎)
 - · 京築保健福祉環境事務所(行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎)
 - ※ 閲覧期間は、令和6年1月26日(金)から令和6年2月9日(金)までです。
 - ※ (1)以外については、利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

巡

です。

※ (4)県保健福祉環境事務所については、総務企画課企画指導係が窓口となりま す。

4 意見書の提出期間

令和6年1月26日(金)から令和6年2月9日(金)まで(必着)

5 意見書の提出方法

別紙の様式により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。

6 意見書の提出先

福岡県保健医療介護部医療指導課(医療計画係)

(住所) 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7 - 7

(ファクシミリ) 092 - 643 - 3277

(電子メール) iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

(問い合わせ先) 092 - 643 - 3328

(意見書様式) 笊 汨

第8次福岡県保健医療計画(案)に対する意見書

住 所	(法人等の場合は所在地)	
氏名	(法人等の場合は名称)	
連絡先		
勤務先記	勤務先または通学先の所在地	
(県外に	県外にお住まいの方のみ)	

節番号								
草番号	載)							
	該当内容((案)文をそのまま記載)							
該当頁番号	該当内容((案)			意見の内容		意見の理由		
	紭	当 項	ш		梅萸		民	備 考

Ж

- 記入上の注意 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。 2 意見は、できる限り簡潔(400字程度以内)にまとめ、「意見の内容」欄に意見を記載するとともに、その理由を「意見の 理由」欄に記載してください。。意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。 3 意見は、日本語で記載してください。 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を該当欄に記載してく ださい。

(意見書様式) 筑 沼

第8次(前期)福岡県外来医療計画(案)に対する意見書

住 所	(法人等の場合は所在地)	
氏 名	(法人等の場合は名称)	
連絡先		
勤務先ま	勤務先または通学先の所在地	
(県外に	県外にお住まいの方のみ)	

該 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	·号 節番号	(案)文をそのまま記載)		THE STATE OF THE S	
	該当頁番号	該当内容((案)文をそのまま記載)	意見の内容	意見の理由	

- 記入上の注意 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。 2 意見は、できる限り簡潔(400字程度以内)にまとめ、「意見の内容」欄に意見を記載するとともに、その理由を「意見の 理由」欄に記載してください。意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。 3 意見は、日本語で記載してください。 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を該当欄に記載してください。

(意見書様式) 筑 沼

第8次(前期)福岡県医師確保計画(案)に対する意見書

住 所	(法人等の場合は所在地)	
氏 名	(法人等の場合は名称)	
連絡先		
勤務先ま	勤務先または通学先の所在地	
(県外に	(県外にお住まいの方のみ)	

前番号				
中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中				
文をそのまま 記				
該当百番号 該当内容((案)文をそのまま記載)	意見の内容	意見の理由		
松 当 項 目		梔	民	舗 考

Ж

- 記入上の注意 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。 2 意見は、できる限り簡潔(400字程度以内)にまとめ、「意見の内容」欄に意見を記載するとともに、その理由を「意見の 理由」欄に記載してください。。意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。 3 意見は、日本語で記載してください。 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を該当欄に記載してく ださい。